

令和2年度 江南市プレミアム付商品券「藤花ちゃんプレミアム商品券」よくある質問Q&A

(令和2年8月25日作成)

《一般消費者向け》

Q1. 商品券の発行総額と発行冊数はどのくらいですか？

A. 発行予定総額は7億5,750万円（プレミアム分2億5,250万円）、発行総冊数は10万1,000冊となっています。

Q2. 1冊あたりの金額はいくらですか？

A. 1冊あたり5,000円です。

500円の15枚綴りで7,500円分ご利用できます。※2,500円がプレミアム分（50%）です。

15枚のうち、10枚が商品券取扱店の全店で使用できる全店共通券で、5枚が中小店専用券となります。（大型店（店舗面積1,000㎡以上の店舗）では中小店専用券は使用できません）

Q3. 「藤花ちゃんプレミアム商品券」はいつまで使えますか？

A. 有効期限は令和2年10月26日（月）から令和3年1月31日（日）までとなります。

有効期限を過ぎるとご使用できなくなりますので、ご利用の際はご注意ください。

Q4. 「藤花ちゃんプレミアム商品券」はどこで購入できますか？

A. 販売日・販売場所等については下記のとおり実施します。

I. 1次販売（引換販売）

【販売期間】 令和2年10月15日（木）～11月6日（金）（土日・祝日のぞく）

【販売場所】 江南市内郵便局（10カ所）

①江南郵便局 ②江南布袋郵便局 ③宮田郵便局 ④草井郵便局

⑤江南東野郵便局 ⑥江南高屋郵便局 ⑦江南藤丘郵便局

⑧江南宮後郵便局 ⑨江南古知野郵便局 ⑩江南五明郵便局

【販売時間】 平日 午前9時～午後5時

※ただし、江南郵便局のみ 平日 午前9時～午後7時

【購入対象者】 江南市民

（令和2年9月末日現在、江南市の住民基本台帳に登録されている江南市民一人に対し、商品券の引換券となる購入引換券1枚を10月上旬に一斉郵送します。）

【購入限度数】 ひとり1冊まで購入することができます。

II. 2次販売（一般販売：引換販売後、残数があった場合）

【販売期間】 令和2年12月8日（火）～なくなり次第終了（土日・祝日のぞく）

【販売場所】 江南市内郵便局（上記の10カ所）

【販売時間】 平日 午前9時～午後5時

※ただし、江南郵便局のみ 平日 午前9時～午後7時

【購入対象者】 市内外問わず購入可能とします。（先着順）

【購入限度数】 残数により、購入限度数を調整して販売します。

後日、2次販売の内容を市広報、会議所ニュース等で周知します。

Q5. 「藤花ちゃんプレミアム商品券」はどこで使えますか？

A. 江南市内の藤花ちゃんプレミアム商品券取扱店（使用可能店舗）で使用可能です。

取扱店の情報は、ホームページの新着情報で検索するか、のぼり・チラシからご確認ください。

または、江南商工会議所までお問い合わせください。

Q6. 未使用の商品券「藤花ちゃんプレミアム商品券」の払い戻しは出来ますか？

A. 払い戻し、返金対応はできません。使用可能期間内に取扱店でご使用ください。

Q7. 商品券を紛失してしまいました。

A. 商品券は、いかなる場合も再発行はできません。大切にお取り扱いください。

Q8. 汚損した商品券の対応は？

A. 交換はできませんが、次の条件を満たせばそのまま使用できます。

- ・ 通し番号が確認できること
- ・ 券面の面積が5分の4以上残っていること

Q9. 商品券使用時におつりは出来ますか？

A. おつりは出ませんのでご注意ください。額面以上のお買い物時にご使用ください。

Q10. 「藤花ちゃんプレミアム商品券」購入時に電子マネーやクレジットカードは使用可能ですか？

A. 商品券購入は、現金のみになります。

引換通知はがきと現金をもって販売場所へお越しください。

Q11. 「藤花ちゃんプレミアム商品券」購入時に、本人以外でも購入することは可能ですか。

A. 郵便局で購入する際に、窓口に来られた方と、購入引換券の名義が異なる場合でも、購入することは可能とします。その際も、購入に必要なもの（購入引換券 と、購入金額分の現金）を必ずお持ちください。

Q12. 「藤花ちゃんプレミアム商品券」をお店で使用する時に、一人の方が家族人数分の商品券をまとめて使用することは可能ですか。

A. ご家族分の商品券をまとめて使用することは可能とします。

Q13. その他、注意事項など

- ・ 商品券は、譲渡や転売等はできません。
- ・ 租税公課や保険料、たばこ、労務の提供など、商品券での購入、支払いができないものがありますので、お問い合わせください。また、取扱店が使用対象外としているものにつきましては、取扱店の方針に従ってください。
- ・ 商品券を偽造、複製することは禁止します。
- ・ 商品券は、譲渡や転売等、また現金に換えることはできません。

[購入時の注意点]

- ・ 購入引換通知をお持ちの方は、販売期間中は、十分用意（市人口：100,482人（7月末日現在））しており、必ず購入できますので、余裕を持ってお越し下さい。
- ・ 来られる際は、マスク着用等、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策にご理解とご協力をお願いいたします。

[使用時の注意点]

- ・ お店に行き、商品券を使用される際も、マスク着用等、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策にご理解とご協力をお願いいたします。

《取扱店向け：使用期間等は、消費者向けのQ&Aを参照ください。》

Q1. 商品券が冊子から外れてしまった場合は使用できますか？

A. 表紙のついた綴りから切り離された商品券は原則使用できません。

ただし、利用者が表紙のついた綴りを持っており、商品券の管理番号がその綴りと合致する場合に限り利用できます。

Q2. 商品券を使用する際の上限金額はありますか？

A. 特に上限は設けていません。

Q3. 取扱店の登録資格は何かありますか？

A. 江南市内に営業拠点をお持ちで本事業の趣旨を理解いただき、取扱いを希望される事業所で、下記の対象にならない事業所であれば登録できます。

○射幸心をそそる恐れがあるマージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、性風俗関連特殊営業店。

○暴力団等の反社会勢力が関係する店舗。

○江南市外の店舗。

○その他、江南商工会議所が別に定める業種に属する店舗。

Q4. 商品券の取扱店登録期間はいつからいつまでですか？

A. 令和2年8月3日（月）～令和2年10月30日（金）までとなっています。

令和2年9月10日（木）までに申請された場合は、取扱店一覧表のチラシ及び当ホームページに掲載いたします。9月11日（金）以降に申請いただいた場合は、ホームページのみの掲載となります。

Q5. 市内で複数店舗経営している場合は店舗ごとに登録するのですか？

A. お手数ですが、店舗ごとに申請書を提出してください。

Q6. 取扱店に登録するには費用がかかりますか？

A. 登録料や商品券の換金手数料等の費用は一切かかりません。

Q7. 取扱店申込後はどのように登録されるのですか？

A. 江南商工会議所にて登録確認を行い、確認後、取扱店説明会案内をお送りします。

取扱店説明会時に、周知グッズ（チラシ・ポスター・のぼり・取扱店登録証・換金依頼書）をお渡しします。

取扱店説明会に出ることができない、取扱店説明会後に取扱店のお申し込みをされた事業所へは、周知グッズ等を会議所まで取りに来ていただきます。その時に、取扱店説明会資料一式もお渡しします。

Q8. お客様から回収した商品券はどのように換金するのですか？

A. ①取扱店登録申請書のなかに、江南市内の商品券換金取扱金融機関のなかの入金を希望する口座番号を記入する場所があるので、記入して頂き、通帳番号のわかるコピーとともに申請していただきます。

②商品券を換金する場合は、換金期間内に口座を有する江南市内の商品券換金取扱金融機関に使用済商品券（取扱店名の記入あるいは押印等がない商品券は換金が出来ません。）と商品券換金依頼書（取扱店説明会でお渡しします。）を提出するときに、取扱店登録証を提示し、金融機関から控えをもらいます。

③換金支払サイクル（換金依頼日から営業日5日後までに入金します）に従いまして、金融機関から入金指定先の口座へ入金されます。

Q9. 商品券換金取扱金融機関に口座を持っていない場合はどうしたらいいですか？

A. お手数をおかけいたしますが、新規に口座の開設をお願いします。

Q10. 換金手数料は必要ですか？

A. 必要ありません。

Q11. 換金できる期間に定めはありますか？

A. 換金可能期間は、令和2年11月2日（月）～令和3年2月10日（水）までです。

最終の換金期間を経過した後は、商品券を一切換金することはできませんので、ご注意ください。

Q12. 換金取扱金融機関の窓口で現金で換金してもらうことはできませんか？

A. 原則、口座への入金のみとなります。

Q13. 藤花ちゃんプレミアム商品券を使用して買物をされた方が後日、返品に来た場合は、商品券を返すのでしょうか？

A. 返品はお断りするようにお願いします。

Q14. 期限を過ぎた商品券を受け取った場合の扱いはどうなるのでしょうか？

A. 期限を過ぎた商品券は使用できませんので、期限の確認をお願いします。

商品券使用期間：令和2年10月26日（月）～令和3年1月31日（日）